

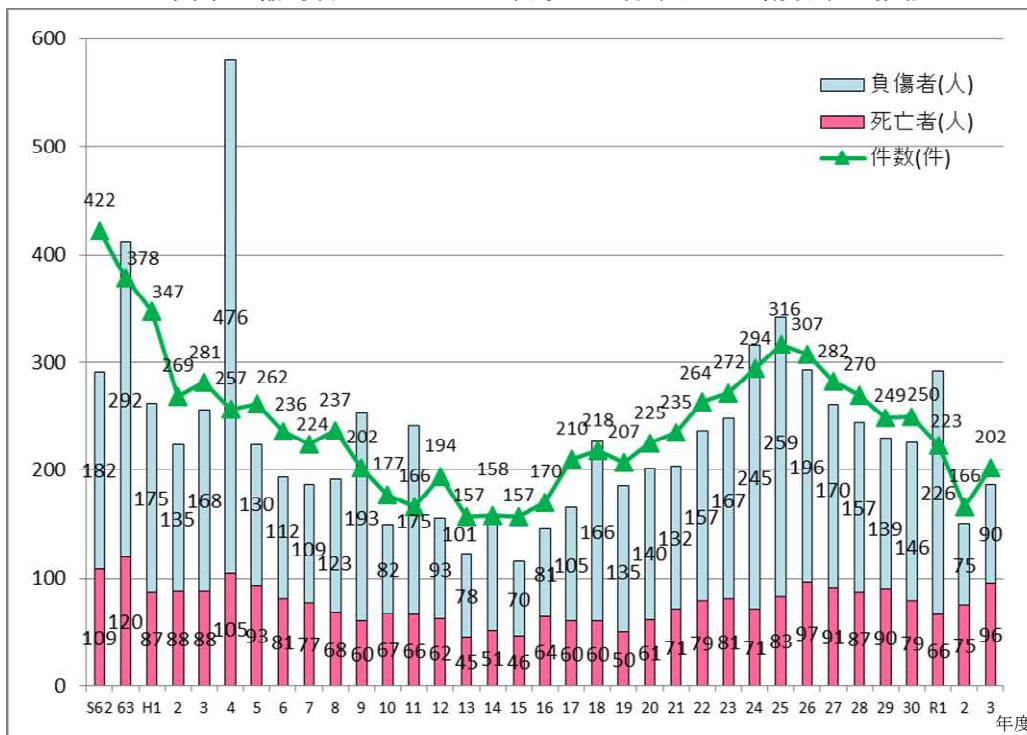
## 関東運輸局管内における 令和3年度の鉄軌道事故等の発生状況等を取りまとめました

今般、令和3年度の『関東運輸局管内\*1における鉄軌道事故等の発生状況等～鉄軌道及び索道輸送の安全に関わる情報～』を取りまとめましたので、お知らせいたします。

(ポイント)

- 関東運輸局管内における運転事故は、昭和62年度（1987年度）以降、平成15年度（2003年度）までは減少傾向にあり、それ以降は増加傾向にありましたが、平成25年度（2013年度）からは再び減少傾向に転じており、令和3年度は、202件（対前年度36件増）でした。

関東運輸局管内における運転事故の件数及び死傷者数の推移



- 運転事故のうち、人身障害事故（124件、対前年度6件増）と踏切事故（66件、対前年度24件増）が全体の約94%を占めています。
- 人身障害事故は、旅客が‘プラットフォームから転落したことにより列車と接触したもの’、‘プラットフォーム上での列車との接触によるもの’が約39%（48件、対前年度16件減）を占めており、人身障害事故のうち約19%（23件、対前年度15件減）が酔客に関係するものですが、令和2年度及び令和3年度の人身障害事故は大幅に減少しており、新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴う利用者数の減少も影響していると考えられます。

\*1 「関東運輸局管内」とは、1都7県（東京都、神奈川県、千葉県、埼玉県、茨城県、栃木県、群馬県、山梨県）をいいます。

なお、駅ホームにおける転落防止対策をハード・ソフト両面から推進しており、平成26年度（2014年度）以降、減少傾向となっています。

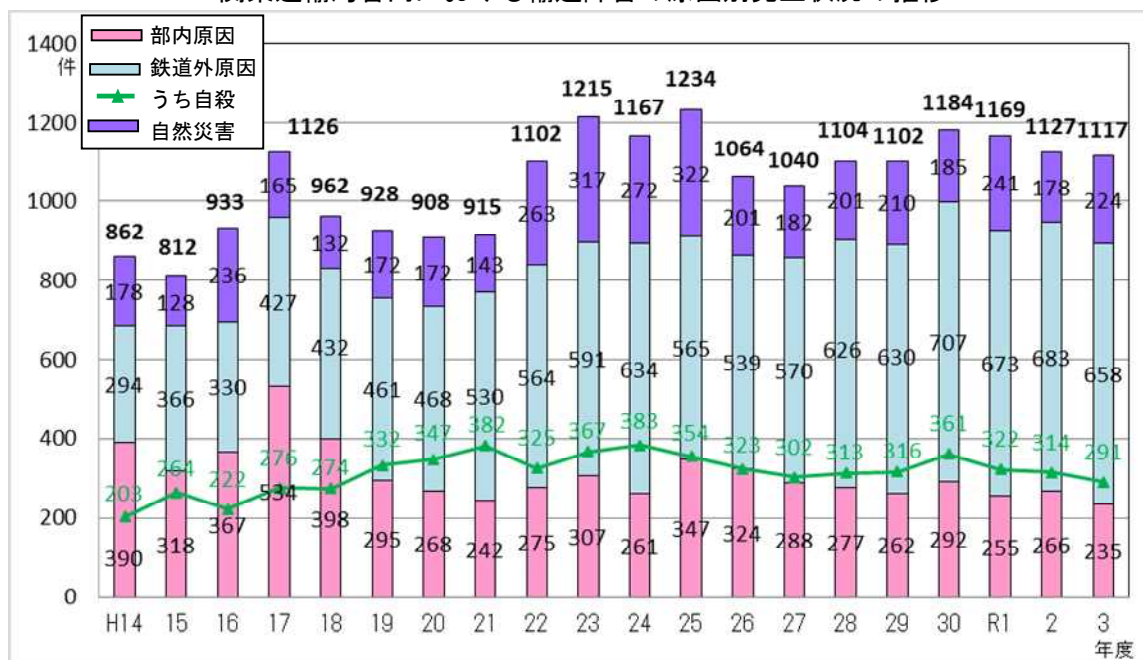
- 踏切事故は、踏切道において‘列車が接近しているにもかかわらず自動車等が無理に又は不注意に踏切道内に進入したため列車と衝突したもの’が最も多く全体の約53%（35件）、次いで‘自動車等が落輪、エンスト（又は歩行者、自転車が転倒）等により踏切道から進退ができず列車と衝突したもの’が約38%（25件）を占めています。

なお、立体交差化や踏切保安設備の整備等を推進してきた結果、長期的には減少傾向となっています。

- 輸送障害（列車の運休、旅客列車の30分以上の遅延等）は、長期的に横ばい傾向であり、令和3年度は、1,117件（対前年度10件減）でした。

輸送障害のうち自殺によるものは、291件（対前年度23件減）ですが、輸送障害全体の約26%を占めています。

関東運輸局管内における輸送障害の原因別発生状況の推移



注1：「関東運輸局管内における鉄軌道事故の発生状況等～鉄軌道及び索道輸送の安全に関わる情報～」全体版については、関東運輸局ホームページをご参照ください。

<https://www.tb.mlit.go.jp/kanto/page2/tetudou.html>

注2：「鉄軌道及び索道輸送の安全に関わる国の取組み」及び全国の「運転事故の発生状況」等に関しましては、国土交通省ホームページをご参照ください。

[https://www.mlit.go.jp/tetudo/tetudo\\_tk8\\_000003.html](https://www.mlit.go.jp/tetudo/tetudo_tk8_000003.html)

～ 引き続き、一層安全な鉄軌道輸送を目指し、各種の安全対策を総合的に推進していきます ～

【問合せ先（窓口）】  
 関東運輸局鉄道部  
 安全指導課 担当：福岡、新井  
 電話：045-211-7240（直通）、FAX：045-212-2011  
 【配布先】  
 横浜海事記者クラブ、神奈川県政記者クラブ  
 関東運輸局記者会（ハイタク等専門紙）、物流専門紙